

13 流通・サービス業関係

ア 医薬品等

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
医薬品のカタログ販売における範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。 (第164回国会に關係法案提出)		法案提出	法案成立、公布、施行 (公布後3年以内)	(厚生労働省) 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、必要な措置を講ずるため、「薬事法の一部を改正する法律案」を平成18年3月に国会提出の上、同年6月に可決成立し、平成18年法律第69号として公布された。	
医薬品の一般小売店における販売 (厚生労働省) <医療力 bの再掲>	厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題がないものの選定に関する検討会」における検討結果を受け、この度決定された約350品目の医薬品については、薬効成分を変えず、医薬部外品として一般小売店での販売を認める措置を直ちに講ずる。 【平成16年政令第232号、平成16年厚生労働省令第114号、平成16年厚生労働省告示第285号等】	措置済(7月)				
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し (厚生労働省)	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			(厚生労働省) ○ 化粧品基準の一部を改正し、化粧品に配合することができる防腐剤として、新たに1成分を配合可能成分リストに記載した。 (平成18年5月8日厚生労働省告示第371号)	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 （厚生労働省）	薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。 （第164回国会に関係法案提出）		法案提出	法案成立、公布、施行 （公布後3年以内）	（厚生労働省） 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、必要な措置を講ずるため、「薬事法の一部を改正する法律案」を平成18年3月に国会提出の上、同年6月に可決成立し、平成18年法律第69号として公布された。	
管理薬剤師の兼務規制の見直し （厚生労働省）	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討して所要の措置を講ずる。		法案提出	法案成立、公布、施行 （公布後3年以内）	（厚生労働省） 平成16年4月から、厚生科学審議会の下に設置した医薬品販売制度改正検討部会において、薬剤師の不在等の実態、情報通信技術の活用状況等も踏まえ、医薬品のリスクの程度に応じた適切な情報提供のあり方等が検討され、平成17年12月に報告書がとりまとめられた。この報告書を踏まえ、必要な措置を講ずるため、「薬事法の一部を改正する法律案」を平成18年3月に国会提出の上、同年6月に可決成立し、平成18年法律第69号として公布された。 この結果、新たな専門家である登録販売者制度が設けられたことから、管理者を確保しやすい環境が整備されたところである。	

イ 大規模小売店舗立地法

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
大規模小売店舗立地法の指針の見直し (経済産業省)	<p>大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申（平成11年5月）を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内（平成17年6月1日まで）に必要な見直しを行うこととしているが、既に策定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対する評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。</p> <p>【「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の改正(平成17年経済産業省告示)】</p>	措置済(3月)				
イベント都度の店舗面積の増加等を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化(経済産業省)	<p>イベント等で店舗面積を増加することが予め見込まれる場合に、見込まれる最大限の増加分を予め届け出ておけば、イベント等の都度届け出なくてよい、という運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。</p> <p>【大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集(第3版：改定指针对応版)を法運用主体(都道府県・政令指定都市)に配布】</p>		措置済			
駐車場でのイベント都度の駐車台数の一時的減少を容易にするための大規模小売店舗立地法に基づく事前一括変更届出が可能であることの明確化(経済産業省)	<p>イベント等で駐車場を利用することが予め見込まれる場合に、同じ駐車台数の臨時駐車場を予め届け出ておけばイベント等の都度届け出なくてよいという運用が可能であることを都道府県等に周知・徹底する。</p> <p>【大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集(第3版：改定指针对応版)を法運用主体(都道府県・政令指定都市)に配布】</p>		措置済			

ウ その他

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
小売市場開設許可 (経済産業省)	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の許可除外規定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。	引き続き検討			-	
大型店舗酒類小売業に係る販売規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許について、一般酒類小売業免許への統合により販売制限の特例措置等を廃止すること等を内容とした「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」のパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置済	(17年度措置済)	
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に係る経営改善計画の透明性・公平性の確保 (財務省)	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法に基づいて提出された経営改善計画について、酒類小売業者の計画の進捗状況を把握するとともに、適切な指導等を検討し、措置する。 【経営改善計画の進捗状況の把握及び適切な支援の実施等について（平成16年4月20日付課酒1-29ほか1課共同 国税庁長官通達）】	措置済(4月)				
製造たばこ小売業許可に係る環境区分の認定状況の公表 (財務省)	製造たばこ小売販売業の新規許可に係る環境区分の認定状況について公表することを検討し、措置する。 【「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」の一部改正】	措置済(3月)				
細菌の基準の統一 (厚生労働省)	都道府県等が独自に定めている衛生基準（指導を行う際の目安となる指導基準）について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。 【各都道府県等が定める衛生基準について(平成17年3月14日付け食安監発第0314003号監視安全課長通知)】	措置済(3月)				

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
「コンビニエンス・ストア」の営業許可に係る施設基準に関する要望内容の周知 (厚生労働省)	いわゆる「コンビニエンス・ストア」の軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県等に周知する。 【平成17年度全国食品監視担当者会議の開催について(平成17年7月1日付食安監発第号0701002厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)】		措置済			
コンビニエンスストアの飲食店営業許可に係る施設基準の明確化 (厚生労働省)	各都道府県が条例で定める飲食店営業の許可に係る施設基準について、都道府県、関係業界団体、学識経験者等から意見を徴収し、検討した上で必要であれば、都道府県が条例の改正を行う際の参考となるガイドラインを作成し全国に周知を図る。			措置	(厚生労働省) 各都道府県が条例で定める飲食店営業の許可に係る施設基準について、条例の改正を行う際の参考として、「コンビニエンスストア等に係る飲食店営業施設基準等の取扱いに関するガイドライン」を作成し、全国に周知した。	
中小企業の再生支援のための産業活力再生特別措置法の支援措置の活用に当たっての要件の弾力化 (経済産業省)	中小企業の再生を支援する観点から、中小企業が産業活力再生特別措置法の各種支援措置を活用しやすくするため、同法の認定基準のひとつである財務健全化基準の要件を弾力化する。 【「財務健全性基準については、10倍基準を原則とするが、業態特性や固有の事情等を勘案することとし、柔軟性を確保するものとする。」という基本指針の内容の趣旨を徹底する旨の通達(平成16・11・25経局第1号)発出】	措置済(11月)				
地方自治体のコンビニエンスストア本部および店舗の立ち入り検査の弾力化 (総務省)	地方自治体の徴収する地方税の収納委託を受けるコンビニエンスストアへの立ち入り検査については、予め検査方法等について双方合意のうえで定めておくなど、円滑な検査の実施に努めるよう、各地方自治体に対し、周知する。		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度		
通信販売酒類小売業免許の規制緩和 (財務省)	通信販売酒類小売業免許において取り扱うことができる酒類の対象品目について、課税移出数量の条件の緩和等を内容とした「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正(案)」のパブリックコメントの結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。			措置	(財務省) 通信販売酒類小売業免許において取り扱うことができる酒類の対象品目については、前会計年度の酒類の種類(又は品目)ごとの課税移出数量が、すべて1,000kl未満である酒類製造者が製造・販売する酒類で、かつ、前会計年度における課税移出数量が100kl未満(しょうちゅう乙類は200kl未満)の銘柄の酒類及び前会計年度の課税引取数量が100kl未満の銘柄の輸入酒類に限定していたが、これを緩和して、すべて3,000kl未満である酒類製造者が製造・販売する酒類及び輸入酒類を対象とすることとした(平成18年3月24日付「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について」(国税庁長官通達))	
コップ販売式自動販売機にて取扱い可能な容器に関する周知徹底 (厚生労働省)	コップ販売式自動販売機で清涼飲料水を販売する際には、専用のコップ以外の容器も使用が可能となっているところであるが、その中には、水筒、魔法瓶、PETボトル等も含まれる旨、改めて、都道府県等に対し周知徹底を図る。 【コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際に使用する容器について(平成18年1月24日付食安基発第号0124001,食安監発第号0124001課長通知)】		措置済			
工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄についてのクリーニング業法上の取扱いの明確化 (厚生労働省)	工場での油のふき取り作業に使用された布の洗浄については、クリーニング業法の適用がない旨の通知を都道府県等に出す。 【工場等における油のふき取り作業に使用された布の洗浄等を行う事業についてのクリーニング業法の適用について(平成18年3月24日付健衛発第0301001号 課長通知)】		措置済			

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成18年3月31日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成16年度	平成17年度			平成18年度
しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和 (財務省)	<p>地域特産品である米、麦、さつまいも又はそばを主原料としてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合には、年間製造数量を100kI以下とするなど一定の要件の下で免許を付与することとする。</p> <p>【「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について（法令解釈通達）」（平成18年1月23日課酒1-5）】</p>		措置済			